

## 河南町議会基本条例 逐条解説（案）

### 前文

河南町議会（以下「議会」という。）は、昭和31年の町制施行以来、河南町民（以下「町民」という。）の声に耳を傾けながら、二元代表制の一翼を担う議事機関として河南町長（以下「町長」という。）とともに、与えられた機能を最大限に生かして、議会に求められている役割を果たし、町民の負託に応えられる議会を目指すため、通年議会制度など時代の変化に即した議会改革に鋭意取り組んできた。

ここに、議会及び議員の活動についての基本理念及び町民と議会、議会と町長のそれぞれの関係を示し、新たな地方分権の時代にふさわしい「言論の府」として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議（以下「自由討議」という。）の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公平性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある議会を築くという基本方針に基づき、議会の最高規範としてこの条例を定める。

### 【解説】

地方自治制度では、議会と町長が、ともに住民の直接選挙により選任される。長には執行権を、議会には議決権が与えられ二元代表制が採用されている。また、日本国憲法は、議会をひろく行財政全般にわたる具体的事務の処理についても、意思決定機関として機能を持つ議事機関と定めている。そのあるべき姿と現在置かれている状況を踏まえ、この条例の制定の理由と決意を述べ、議会の最高規範と位置付けしている。

「住民」とは、町内に住所を有する個人。「町民」とは、居住の他、在住、在勤、在学、在活も含み、議会基本条例では、「町民」を用いる。

### 第1章 目的

#### （目的）

第1条 この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい、町民に身近な代表機関としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町民福祉の増進及び河南町（以下「町」という。）の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

この条例の目的は、これまで明文化されていなかった議会の基本的なあり方を定め、それに基づいた議会運営を行うことによって、持続的に、町民が安心して快適な生活を送れるように、行政サービスを向上させることで、豊かなまちづくりを目指す。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を基本とする開かれた議会を目指して活動しなければならない。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の場であるとの認識に立つて、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める河南町議会会議規則（昭和62年河南町議会規則第1号。以下「会議規則」という。）等に則り効率的に公正な運営を行わなくてはならない。

3 議会は、地方自治における町民参加の促進及び連携を図り、透明性の向上及び積極的な情報公開に努めなければならない。

4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努めなければならない。

### 【解説】

議会が町民の代表機関であることを自覚し、民主的かつ効率的な議会運営に努め、自由に意見を出し合い、議論を深めることによって、透明性の向上及び積極的な情報公開を図った上、町としての意思決定を行う。

また、定刻に開催し、休憩する場合には理由や再開時刻を傍聴者に説明し、規律ある議会運営に努める。

### (通年議会)

第3条 議会は、第1条の目的を達成し、その使命を果たすため、議会及び議員の活動の基本となる会期について、法第102条の2の規定に基づく会期制度を適用するものとする。

2 前項に関して必要な事項は、河南町議会の会期等に関する条例（平成29年河南町条例第23号）で定める。

### 【解説】

通年議会は、会期を1年とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度である。災害などの突発的な事案や緊急の行政課題に迅速に対応できること、また、常に議会が活動できる状態となるため、議会の活性化・委員会活動の充実化が図れる。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の代表として信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的、地域的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活

動しなければならない。

#### 【解説】

議会制度において、最も重要な要素であり、議員は、議員相互間の討議を重んじるとともに、町政における課題全般について多様な町民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽によって町民の代表としてふさわしい活動をすること、そして一部の団体や地域の代表にとらわれず、町民に選ばれた代表であることを常に自覚し、町民全体の福利の向上を目指して活動する。

### 第3章 町民と議会の関係

#### (町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会並びに全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映するよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、重要な議案に対する各議員の意見等を議会広報及びホームページ等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になれるよう情報の提供に努めるものとする。

#### 【解説】

議会は、町民に対する説明責任を果たすため、会議等を原則公開の上、参考人制度及び公聴会制度を活用する。また各議員の意見等を公表するなど、情報公開に努める。

#### (議会報告会等)

第6条 議会は、議会報告と意見交換会を開催するように努めるなど、広く町民及び各種団体の意見を聴取する機会を確保し、町民から得た意見及び情報を議会の活動に反映させるものとする。

#### 【解説】

町民及び各種団体との連携を高めるために、議会報告会と意見交換会を開催し、町民及び各種団体の意見を把握し、議会・議員による政策の提案を行う。

### 第4章 町長と議会の関係

#### (町長等と議会及び議員の関係)

第7条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議員は、一般質問に当たっては、前項の趣旨をより明瞭かつ明確にするため、原則一問一答の方式とする。

3 議長からの求めにより本会議及び常任委員会、特別委員会に出席した町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て説明を求めることができる。

【解説】

町長と議会は対等であり、議会が監視機能を高め、緊張関係を保ちながら、より良い町政に向かって議会運営に努める。

(町長が提案する政策等の審議)

第8条 議会は、町長が提案する政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、審議の水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる項目について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) かなんまちづくり計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、町長の提案した政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

議会は、町長に対して、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の提案に至る過程を明らかにし、7項目の情報提供を求めることができるとしている。また、政策等の執行後の評価に役立つような審議に努めるものとする。

(予算・決算の審議における政策説明資料)

第9条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、町長に対し、前条第1項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めることができる。

【解説】

議会は、予算・決算の審議においても、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めることができる。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第10条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

(1) 本町のまちづくり計画における基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

【解説】

法改正後においても、法第96条第2項の規定に基き、町の最重要計画を、議会の議決事項（あらかじめ議会の議決を経ること）に定めている

## 第5章 自由討議の拡大

（自由討議による合意形成）

第11条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、第4条第1項の規定する自由討議の機会を設けるため、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心の運営に努めなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならぬ。

【解説】

議員相互の討議を中心に議会運営を行うため、町長等の会議への出席要請を必要最小限にとどめる。またそれぞれの会議における議案審議の結論を出すにあたっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努めるとともに、町民に対して説明責任を果たさなくてはならない。

自由討議の詳細は、規程において別に定める。

## 第6章 政務活動費

（政務活動費）

第12条 町政に関する調査研究に資する政務活動費の使用にあたり、会派及び議員は河南町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年河南町条例第8号）を遵守しなければならない。

【解説】

政務活動費は、法第100条第14項の規定に基き、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に交付する事ができるとされており、議員の活動基盤の充実を図る上で大きな役割を果たしている。

## 第7章 議会改革の推進

（議会改革）

第13条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革委員会を設置する。

2 議会は、1年ごと及び必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを前項の議会改革委員会において検討するものとする。

### **【解説】**

議会改革の取組みを継続するためには、その目的が達成されているかどうかを1年ごと及び必要に応じて検討し、改善が必要な場合は、議会改革委員会において、条例の改正を含めた適正な措置を講じる。

#### **(議員研修等の充実強化)**

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案機能の向上のため、議員研修等の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を開催するものとする。

### **【解説】**

議会が、その機能を十分に果たすためには、議会を構成する議員の能力向上が必要である。町政の課題に関する研修に積極的に取り組むため、広く各分野の専門家を招いた研修会や町民各層等の研究会を開催し、議員の資質向上に努める。

## **第8章 議会・議会事務局の体制整備**

#### **(委員会等の適切な運営)**

第15条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

### **【解説】**

議会は、委員会においても十分な調査・審議を行い、適切な運営により意思決定を行う。

#### **(調査機関の設置)**

第16条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

### **【解説】**

町が扱う行政の範囲は広範であり、その高度化・複雑化も進んでいる。それらの行政課題の調査のため、必要に応じて、調査機関を設置する。

調査機関に関し必要な事項は、別に定める。

#### **(議会図書室の設置)**

第17条 議会は、議会図書室を設置するとともに、議員の調査研究に資するように努めなければならない。また、町民参加の一助となるようにデジタル議会図書室の検討もおこなう。

### **【解説】**

議会図書室は、法第100条第19項の規程により、議員の調査研究に資するために議会

に設置することとされている。その設置目的を達成するため、適正な管理・運営と、その充実に努める。また、広く町民にも貸し出しあるし、町民参加の一助になるデジタル議会図書室の検討も明記する。

#### (議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

#### 【解説】

議会事務局は、議会に関する事務を行い、議会の政策立案能力の向上を支援するため、機能強化、組織体制の整備を図っていく。

#### (議会広報の充実)

第19条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

#### 【解説】

議会が、町民に対して開かれた存在となるためには、議会から町民へ情報を発信する手段である議会だより、ホームページ、議会視聴などにより議会としての広報機能の充実を図り、町民が関心を持つように努める。

#### (災害時の対応)

第20条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、河南町議会災害対策本部設置規程（平成29年河南町議会規程第1号）において定める。

#### 【解説】

災害などの非常時における、必要な組織体制や議員の行動基準などを定める河南町議会災害本部設置規程を定め、議事・議決機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な町民のニーズの反映に資する機能の維持を図る。

### 第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

#### (議員定数)

第21条 議員定数は、河南町議会の議員の定数を定める条例（平成14年河南町条例第32号）で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見等を十分

に参考にするものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

【解説】

議員定数の改正にあたっては、町民の意見を十分に参考にする。

(議員報酬及び費用弁償等)

第22条 議員報酬及び費用弁償等は、議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年河南町条例第26号）で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見等を十分に参考にするものとする。

3 議員報酬及び費用弁償等の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

【解説】

議員報酬や費用弁償等は、議員の役務に対する対価として支払われるものであるが、町政に係る課題は広範にわたり、その内容も高度化・複雑化が進んでいることから、議会活動以外にも、それに付随した活動や町政全般に係る政務調査活動に相当の時間が費やされ、その専従化が進んでいる実態である。議員が行っている活動を考慮した上で、議員報酬及び費用弁償等は、町民の意見を十分に参考に決定すべきものと考える。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の奉仕者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、河南町政治倫理条例（平成20年河南町条例第15号）で定める。

【解説】

議会への信頼を確保するためには、議会を構成する議員が町民から信頼されなければならない。そこで、より高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚する必要があることを規定している。

## 第10章 最高規範性及び見直手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 本条例に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例を議会における最高規範に位置付け、議会に関する条例などの制定・改正については、この条例の趣旨を尊重する。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

地方自治法では、議員の義務以外に責務に係る一般的な規程は、置かれていない。そこで、議会がその機能を発揮するために、議会を構成する議員がどのような責務や役割を担っているかを規定して町民に明らかにする。

(見直し手続)

第26条 議会は、第13条第2項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、改正が必要な場合は、その理由及び背景を詳しく説明の上、適正な措置を講じる。